

諸外国のベンチャー投資
支援税制に関する
調査研究

2011年1月31日

税理士法人プライスウォーターハウスクーパース

目次

I. アメリカのベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	4
II. イギリスのベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	8
III. フランスのベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	14
IV. ドイツのベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	24
V. シンガポールのベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	25
VI. 香港のベンチャー投資支援税制に関する調査報告.....	28

I. アメリカのベンチャー投資支援税制に関する調査報告

本調査報告は、アメリカの連邦税のみを対象としたものであり、各州の税制については記載しておりません。以下ではいわゆるベンチャー企業(中小企業に投資する個人投資家が一定の優遇税制の適用を受けられることができる場合の当該企業をいいます。以下、各国の調査報告においても同様)に投資する個人投資家に適用される個人所得税に関する優遇税制のみを記載しています。また、本調査報告は、2010年11月末時点において適用される税制について記載しています(以下、各国の調査報告においても同様)。

1. ベンチャー投資支援税制の概要

アメリカ内国歳入法 Internal Revenue Code(以下、「IRC」)において、個人投資家による小規模法人への投資に関する以下の3つの優遇税制が規定されています。

優遇税制の種類	ベンチャー企業側の要件	個人投資家側の要件	優遇税制の内容
Section 1045 税制	総資産額が5千万ドルを超えないこと等	実際に投資を行った個人投資家(6ヶ月超の株式保有期間要件あり)	適格小規模法人 ¹ の株式買換え時の譲渡益に係る課税の繰延べ(上限なし)
Section 1202 税制	総資産額が5千万ドルを超えないこと等	実際に投資を行った個人投資家(5年超の株式保有期間要件あり)	適格小規模法人の株式の譲渡益に係る課税の免除(上限あり)
Section 1244 税制	払込資本が100万ドルを超えていないこと等	実際に投資を行った個人投資家(株式保有期間要件なし)	小規模法人 ² の株式の譲渡損失を通常損失として取扱う(上限あり)

上記の優遇税制は、要件を満たす限り、それぞれの優遇税制の選択適用することが認められ、また、株式毎に選択して適用することも認められています。

¹ Section 1045 税制および Section 1202 税制の適用を受けられる法人。以下、同様。

² Section 1244 税制の適用を受けられる法人。以下、同様。

2. ベンチャー投資支援税制における適用要件等

(1) ベンチャー企業側の要件

Section 1045 および Section 1202 税制における適格小規模法人の要件と Section 1244 税制における小規模法人の要件は、以下のとおりです。

① Section 1045 および Section 1202 税制における適格小規模法人

- ・ 株式発行時の総資産額が5千万ドルを超えないこと
- ・ 発行直後の総資産額が、株式発行により払い込まれた金額を含めて、5千万ドルを超えないこと
- ・ 株式の保有期間中、適格小規模法人が実際に取引または事業を行っていること

② Section 1244 税制における小規模法人

Section 1244 税制における小規模法人とは、株主による払込資本が100万ドルを超えていない一定の法人をいいます。

(2) 個人投資家側の要件

上記3つの優遇税制は個人投資家が現金またはその他の資産を対価として、アメリカ国内の法人から直接、株式を取得する場合に適用されます。なお、Section 1045およびSection 1202税制については、個人投資家が当該法人に対して行う役務提供の対価として株式を取得する場合についても適用されます。

Section 1045およびSection 1202税制については、パートナーシップを通じた投資を含め、個人投資家について適用可能です(法人投資家には適用されません)。同様にSection 1244税制も個人投資家のみ適用されます。いずれの税制においても個人投資家とベンチャー企業の関係について特別な制限はありません(実際に、個人投資家がベンチャー企業の創業者または設立時の従業員であることも、しばしば見受けられます)。

Section 1045税制の適用を受けるためには、個人投資家は株式を6ヶ月超保有することが必要とされています。Section 1202税制の適用を受けるためには、個人投資家は株式を5年超保有することが必要とされます。Section 1244税制の適用にあたり、個人投資家について、一定期間の株式保有要件はありません。

3. ベンチャー投資支援税制により個人投資家に適用される優遇税制の具体的内容等

(1) Section 1045 税制

適格小規模法人が発行する株式(以下、「適格小規模法人株式」)を譲渡し、他の適格小規模法人株式を取得した場合に、当初保有していた適格小規模法人株式について生ずる譲渡益について、課税の繰延べが認められます。当該譲渡益は、取得した適格小規模法人株式を譲渡した時点で課税されます。適用金額について上限はありません。

(2) Section 1202 税制

適格小規模法人株式について生ずる譲渡益の 50%について課税が免除されます(2009年2月17日から2010年9月27日までに投資が行われた場合には譲渡益の75%、2010年9月28日から2011年1月1日までに投資が行われた場合には譲渡益全額について、課税が免除されます)。個人投資家において譲渡益が非課税とされる上限(投資先ごとに上限が設けられます)は、1千万ドルと投資簿価の10倍とを比較して大きい金額とされています。

(3) Section 1244 税制

小規模法人が発行する株式(以下、「小規模法人株式」)について生じた譲渡損失のうち、各個人に5万ドルまで(夫婦共同申告の場合には10万ドルまで)を限度として通常損失として取扱うことが認められます。

4. ベンチャー投資支援税制の導入の目的および経緯等

ベンチャー投資支援税制は、一般的に起業の初期段階での投資による支援の促進を目的としており、一定の小規模法人が対象とされています。連邦議会は当該目的を達成するため、上記3つのベンチャー投資支援税制を設けています。

Section 1045税制：個人投資家に特別な課税の繰延べを認めることになり、実効税率が軽減。

Section 1202税制：個人投資家による適格小規模法人株式の譲渡に関する実効税率が軽減。

Section 1244税制：小規模法人株式について生じた損失が通常損失として取り扱われることになり、個人投資家の税負担が軽減され、当該損失を利用する機会が増加(すなわち、キャピタルゲインではなく通常税率で課税される通常所得に対して当該損失を相殺することにより、個人投資家の税負担が軽減される)。

5. ベンチャー投資支援税制に関する改正の動向

直近の改正は、2010年9月に行われた適格小規模法人株式の譲渡益全額について一定額を限度として非課税とする Section 1202 税制に関するものです。当該改正は、適格小規模法人株式の譲渡益について、連邦税をゼロに軽減するものであり、個人投資家にとって、重要な優遇税制の改正であると考えられます。

6. ベンチャー投資支援税制の効果

上記3つのベンチャー投資支援税制がアメリカにおけるベンチャー企業への投資を促進したか否かを判断することは一般的には困難であり、例えば、直近のSection 1202税制の改正前までは、当該非課税制度の対象となる金額のうち、相当の額がAMT制度(代替的最小課税制度)により適用除外とされていました。

Section 1045税制は、個人投資家が特定のベンチャー企業の株式を譲渡した上で、その対価により他のベンチャー企業に再投資した場合に、取得した株式を譲渡するまで所得認識を繰り延べるものであるため、Section 1045税制の規定以前から設けられていたSection 1202税制と比較して、ベンチャー企業に対する投資の促進に大きな影響を与えているものと考えられます。

Section 1244 税制の導入によるベンチャー企業の投資への影響は大きなものではないと考えられます。Section 1244 税制の適用金額は5万ドル(夫婦合算申告の場合には10万ドル)に制限されており、個人投資家がベンチャー企業への投資により生じた損失を通常損失ではなく、キャピタルロスとして夫婦合算申告を行う場合、実質的な減税額は、個人投資家の通常所得に適用される税率(最高税率は35%)とキャピタルゲインに対する税率15%の差額(最大で、合計2万ドル)となります。

II. イギリスのベンチャー投資支援税制に関する調査報告

以下ではベンチャー企業に投資する個人投資家に適用される個人所得税およびキャピタルゲイン税に関する優遇税制のみを記載しています。

1. ベンチャー投資支援税制の概要

イギリスの税制上、個人所得税およびキャピタルゲイン税に関するベンチャー投資支援税制として、以下の制度が規定されています。

優遇税制の種類	ベンチャーキャピタルファンドおよびベンチャー企業側の要件	個人投資家側の要件	優遇税制の内容
Venture Capital Trust Scheme (以下、「VCT 税制」)	VCT の投資額の 70% (時価) 以上が非上場会社である等一定の要件を満たす法人への投資であること	VCT の新株を引き受けた個人投資家 (5 年間の株式保有期間要件あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ VCT の新株引受に当たり、30% の個人所得税額の控除 ・ VCT から受領する配当について、個人所得税の免除 ・ VCT 株式の譲渡時におけるキャピタルゲイン税の免除 (すべて上限あり)
Enterprise Investment Scheme (以下、「EIS 税制」)	ベンチャー企業が非上場会社である等の一定の要件を満たすこと	ベンチャー企業の新株を引き受けた個人投資家 (3 年間の株式保有期間要件あり)	<ul style="list-style-type: none"> ・ ベンチャー企業の新株引受に当たり、20% の個人所得税額の控除 ・ 株式譲渡時のキャピタルゲイン税の免除 ・ 他の資産の譲渡対価を原資として EIS 税制の要件を満たす株式への投資を行う場合の譲渡益の課税繰延べ
Share loss relief in unquoted companies (以下、「SLR 税制」)	ベンチャー企業が非上場会社である等の一定の要件を満たすこと	特別な要件なし	ベンチャー企業の株式譲渡損について、当該年度または前年度の個人所得税上の所得との相殺

VCT 税制は非上場会社への投資を促進させることを目的とした優遇税制です。VCT はロンドン証券取引所に上場されている法人 (company) で、投資信託 (investment trust) に類似しています。当該税制は個人投資家による小規模かつ比較的高いリスクの法人への間接投資を促進するものです。VCT が以下の一定の要件を満たす場合には、VCT が株式の譲渡により得られた所得およびその他の所得の全てについて、法人税が免除されています。

EIS 税制は適用条件等について VCT 税制と類似していますが、個人投資家が VCT を用いず、小規模法人へ直接投資を行う場合の優遇税制を規定しています。

2. ベンチャー投資支援税制における適用要件等

(1) ベンチャーキャピタルファンド側およびベンチャー企業側の要件

① VCT 税制

以下の一定の条件を満たす場合、VCT は、保有する株式の譲渡により得られた所得およびその他の所得の全てについて、法人税が免除され、また個人投資家において下記 3. の優遇税制の適用を受けることが認められます。

- VCT の投資額の少なくとも 70% (時価) が以下の要件を満たす法人への投資であること。
 - 非上場会社であること (その株式が代替投資市場 Alternative Investment Market (以下、「AIM」) においてのみ取引されている法人は、非上場会社であるものとして取り扱われます)
 - 一定の事業を行っていること (農業、ホテル運営、土地および株式等の売買、土地開発、金融活動、法律または会計上のアドバイス提供業務等は EU の国庫補助制限のため、除外され、また、造船業、石炭業および鉄鋼業についても除外されています)
 - VCT による投資直前の総資産が 7 百万ポンドを超えず、投資直後の総資産が 8 百万ポンドを超えないこと
 - フルタイムの従業員 (または同等のパートタイマー) が 50 人を超えないこと
 - 当該制度下において年間売上高が 2 百万ポンドを超えないこと
 - 他の法人に支配されていないこと
 - 調達資金の用途について、一定の条件を満たすこと
- 収益が主として株式等より生ずるものであること
- 株式等の収益の少なくとも 15% が分配されずに VCT に留保されていること
- 投資額の少なくとも 30% (時価) が優先権等のない普通株式の

形式で投資されていること(2011年4月より当該割合が70%に増加されます)

- 投資額の15%以上を一つの会社に投資していないこと
- VCTの普通株式がロンドン証券取引所に上場されていること(AIMへの上場では要件を満たしません)

② EIS 税制

個人投資家が EIS 税制の適用を受けるためには、ベンチャー企業が以下の要件を満たす必要があります。

- 非上場会社であること。
- 一定の事業(上記の VCT 税制における一定の事業と同様)を行っていること
- 投資直前の総資産が 7 百万ポンドを超えず、投資直後の総資産が 8 百万ポンドを超えないこと
- フルタイムの従業員(または同等のパートタイマー)が 50 人を超えないこと
- 当該制度下において年間売上が 2 百万ポンドを超えないこと。
- 他の法人に支配されていないこと
- その他一定の要件を満たすこと

③ SLR 税制

SLR税制は以下の要件を満たす非上場会社の株式譲渡について適用されます。

- 非上場会社であること
- イギリスにおいて一定の事業(上記の VCT 税制における一定の事業と同様)を行っていること
- 投資直前の総資産が7百万ポンドを超えず、投資直後の総資産が8百万ポンドを超えないこと
- 他の法人に支配されていないこと

(2) 個人投資家側の要件

① VCT 税制

個人投資家がVCT税制の適用を受けることができる各年度の投資限度額は20万ポンドです。個人投資家は新株の引受けによりVCT株式を取得することが求められ、発行日から少なくとも5年間(2006年4月前

に発行された株式については3年間)、株式を保有しなければなりません。

② EIS 税制

2008年4月より、個人投資家がEIS税制の適用を受けることができる各年度における投資限度額は50万ポンドとされています。個人投資家は新株の引受けによりEIS株式を取得することが求められ、発行日(事業を開始する日が発行日後である場合には、事業開始日)から少なくとも3年間は株式を保有しなければなりません。個人投資家にはベンチャー企業と一定の関係を有していないことが求められます。ここで一定の関係とは、以下の関係をいいます。

- 個人投資家または個人投資家と一定の関係をもつ者が法人の株式、または株式および貸付金の30%超を保有していること
- 法人またはその子会社の従業員であること
- 報酬が支払われる役員またはベンチャー投資家であること(ベンチャー投資家とは株式引受前に法人と関係を持たないが、引受後に当該法人に対する役務提供に見合った報酬を受け取る権利を有する役員となる者をいいます)

③ SLR 税制

特別な要件はありません。

3. ベンチャー投資支援税制により個人投資家に適用される優遇税制の内容等

(1) VCT 税制

18歳以上の個人投資家については、VCTの普通株式の新株引受に当たり、30%の税額控除が認められます。税額控除が適用される投資限度額は税務上の各年度において20万ポンドとなります。

引受または購入により獲得した株式が年間投資限度額である20万ポンド(2003年4月以前であれば10万ポンド)以内であれば、VCTから受領する配当について、個人所得税が免除されます。VCT株式について、年間限度額以内であれば譲渡時のキャピタルゲイン税についても免除されますが、譲渡により生ずる損失についてはキャピタルロスとして取扱われません。

(2) EIS 税制

個人投資家がEIS税制の要件を満たす非上場会社(AIMにおいて取引されている株式を含む)の普通株式を引き受けた場合、引受金額の20%の税額控除が認められます。

税額控除が適用される投資限度額は各年度において50万ポンドとなりま

す(前年度の投資額が投資限度額に満たない場合には、翌年度における投資が前年度に行われたものとして取り扱われ、前年度の投資限度額に満たない金額について、20%の税額控除の適用を受けることができます)。EIS の税額控除が適用される場合、保有期間後の株式譲渡時のキャピタルゲイン税が免除されます。

また、他の資産の譲渡対価を原資とした EIS 株式への投資に際し、当該投資が他の資産の譲渡日前 12 ヶ月から譲渡後 36 ヶ月の間に行われる場合、当該他の資産の譲渡により生じる譲渡所得について、資産の種類を問わず、以下の時点まで課税が繰り延べられます。

- 株式の譲渡時点(配偶者等への譲渡は除く)
- 3年の株式保有期間を経過する前に、非居住者となった時点
- 当該株式が要件を満たさなくなった時点

(3) SLR 税制

SLR税制の適用要件を満たす株式の譲渡損について、個人投資家は当該事業年度または前事業年度における個人所得税上の所得と相殺することができます。

4. ベンチャー投資支援税制の導入の目的および経緯

(1) VCT 税制

VCT税制は資金の調達が困難な非上場会社に対する民間の投資を促進するために1995年に導入されました。優遇税制として、小規模法人への投資に係るリスクを軽減するため、税額控除が認められています。VCTが投資できる法人の範囲は、保有する資産により投資家による投資価額がある程度担保されているような法人³を除いたベンチャー企業への投資を対象とする観点から、年々、変更されてきております。

(2) EIS 税制

EIS税制はVTC税制と類似していますが、一定の個人投資家が、小規模法人への直接投資を行う場合の優遇税制を認めています。当該制度は1994年に同様の目的を持っていたBusiness Expansion Schemeと置き換えられる形で導入されました。VCT税制とともに、EIS投資により優遇税制の恩恵を受ける法人の範囲は減少しています。

³ 例えば不動産開発やリース等の事業については、事業資産自体の価値が高く、仮にベンチャー事業が失敗した場合であっても事業資産を処分することにより、ベンチャー投資家が投資額を回収できる可能性があるため、他の事業との公平性の観点から、実質的に事業資産により投資額が担保されるベンチャー企業についてはVCT税制の適用対象から除外されています。

(3) SLR 税制

当該減税措置は 20 年以上前に導入されました。その目的はリスクの高い小規模な非上場会社への投資を促進することにあります。

5. ベンチャー投資支援税制に関する改正の動向

VCT 税制および EIS 税制は1千万ポンドに満たない資産を有する法人を対象としていました。しかし、上記のとおり、欧州連合の一定のガイドラインの下での承認を得るため、年間 2 百万ポンド以下の売上、従業員 50 名以下等の追加の規制が設けられており、欧州委員会の承認を得るために更なる変更が必要とされております。

6. ベンチャー投資支援税制の効果

The Association of Investment Companies による 2010 年 3 月の調査報告によると、VCT 税制の導入により、VCT 税制の導入から現在までの間に約 30 億ポンドの資金が投資されており、当該調査時の質問に回答した 61 の VCT は、2004 年 4 月から 2009 年 4 月までの間に、9 億 7 千 3 百万ポンドを 384 社のイギリスの中小法人に投資したとされています。また、同調査報告では、投資開始時から終了時までのベンチャー企業の従業員数を比較した結果、およそ 47%の雇用増加が生じているとのことでした。

III. フランスのベンチャー 投資支援税制に関する調査報告

以下ではフランスの税務上の居住者による資産運用を目的としたベンチャー企業への投資について適用される個人所得税上の優遇税制のみを記載しております。

1. ベンチャー投資支援税制の概要

フランス税法上、個人投資家によるベンチャー企業への直接投資およびベンチャーキャピタルファンドを用いた間接投資のそれぞれについて、優遇措置が設けられています。

個人投資家がベンチャー企業へ直接投資を行う場合の優遇税制は以下の通りです。なお、個人投資家は以下の税額控除制度と免税制度をあわせて適用することはできません。

優遇税制の種類	ベンチャー企業側の要件	個人投資家側の要件	優遇税制の内容
Petites et Moyennes entreprises 税制 (small and medium sized-company 以下、「SMSC 税制」)	従業員 250 名以下および年間利益 5 千万ユーロ以下等の一定の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であること (株式保有期間要件なし)	年間投資額の 25%を個人投資家の個人所得税額から控除 (上限あり)
Jeunes entreprises innovantes 税制 (以下、「JEI 税制」)	SMSC の要件および一定割合以上の研究開発費用を計上している等の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であることおよびその他の要件を満たすこと (5 年間の株式保有期間要件あり)	JEI 株式の譲渡益について、個人所得税の免除 (上限なし)

また、個人投資家がベンチャー企業へ間接投資を行う場合、以下のベンチャーキャピタルファンドを用いることにより、以下の優遇税制の適用が認められています。

- ・ Fonds Commun de Placement a Risque (以下、「FCPR」)
- ・ Fonds Commun de Placement dans l’Innovation (以下、「FCPI」)
- ・ Fonds d’Investissement de Proximite (以下、「FIP」)
- ・ Sociétés Capital Risque (以下、「SCR」)
- ・ [Société Unipersonnelle d’Investissement a Risque (以下、「SUIR」⁴)]

優遇税制の種類	ベンチャーキャピタルファンド側の要件	個人投資家側の要件	優遇税制の内容
FCPR 税制	ファンド資産の少なくとも 50% を非上場会社等の株式に投資していること等の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であること (5 年間の持分保有期間要件あり)	ファンドが保有する株式の譲渡益について、個人所得税の免除
FCPI 税制	ファンド資産の少なくとも 60% を革新的な技術に関連する非上場会社の株式に投資していること等の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であること (5 年間の持分保有期間要件あり)	・年間投資額の 25% を個人投資家の個人所得税額から控除(上限あり) ・ファンドが保有する株式の譲渡益について、個人所得税の免除
FIP 税制	ファンド資産の少なくとも 60% をフランス国内の一定の地域に所在する非上場会社の株式に投資していること等の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であること (5 年間の持分保有期間要件あり)	・年間投資額の 25% を個人投資家の個人所得税額から控除(上限あり) ・ファンドが保有する株式の譲渡益について、個人所得税の免除

⁴ SUIR はベンチャー企業への投資を唯一の事業目的として設立される共同株式会社です。2004 年に導入された SUIR 税制は、設立後 10 年間、SUIR の法人所得税の免除および個人投資家の個人所得税、源泉税の免除を認めています。実際にはあまり用いられていません。2008 年より、同年 7 月 1 日以降に設立された SUIR について、優遇税制は適用されないこととされ、今日現在、SUIR 税制は 2008 年 7 月 1 日前に設立された 15 の SUIR についてのみ適用されています。

SCR 税制	純資産の少なくとも 50%を非上場会社等の株式に投資していること等の要件を満たすこと	フランスの税法上の個人居住者であること (5年間の株式保有期間要件あり)	SCR の配当および SCR 株式の譲渡益について、個人所得税の免除
--------	--	---	------------------------------------

2. ベンチャー投資支援税制における適用要件等

(1) 個人投資家が直接投資を行う場合にベンチャー企業に求められる要件

個人投資家がベンチャー企業へ直接投資を行う場合、優遇税制の適用を受けるためには、ベンチャー企業において、以下の要件を満たすことが必要とされます。優遇税制の適用を受けることができる一定の中小法人 SMSC は以下のとおり規定されており、さらに SMSC のうち、一定の要件を満たす法人 JEI について、以下のとおり規定しています。SMSC および JEI の要件はそれぞれ以下の通りです。

① SMSC の要件

- 欧州共同体加盟国、ノルウェーおよびアイスランド(以下、「EC加盟国等」)に所在し、通常の条件下で法人所得税法上の納税義務があること
- 従業員が 250 名以下であること
- 年間の利益が 5 千万ユーロ以下または貸借対照表上の総資産が 4 千 3 百万ユーロ以下であること
- 一定の事業活動(自己の資産運用は除く)を営んでいること
- その株式が一定の取引所に上場していないこと

② JEI の要件

2004 年 1 月 1 日以降発行された JEI の株式について、その発行から少なくとも 3 年間、以下の要件を満たすことにより、個人投資家において JEI 株式の譲渡益への課税が免除されます。

- 上記 SMSC の要件を満たしていること
- 過去 8 年以内に設立されていること
- 直接または間接を問わず、少なくともその株式の 50%が継続的に個人投資家またはベンチャーキャピタルファンド、組合、基金等の一定の機関投資家により保有されていること
- 各年において発生する研究開発費用が当該法人の課税上の費用の少なくとも 15%以上であること

(2) 個人投資家が間接投資を行う場合にベンチャーキャピタルファンド側に求められる要件

個人投資家がベンチャー企業へ間接投資を行う場合、優遇税制の適用を受けるためには、ベンチャーキャピタルファンド側において、それぞれ以下の FCPR、FCPI、FIP および SCR の要件を満たすことが必要とされます

① FCPR の要件

FCPR とは譲渡可能な株式への集団投資を目的としたミューチャルファンドの一種であり、FCPR 自体は法人格を持たないため、FCPR の持分は金融資産の共有持分であるといえます。フランスの「財政および金融に関する法律(French Monetary and Financial Code)」は一定の FCPR をさらに FCPI および FIP に細分類しています(FCPI および FIP の要件についてはそれぞれ②および③をご参照ください)。

個人投資家が FCPR を通じてベンチャー企業へ間接投資を行う場合、税制上の優遇措置を受けるためには、以下の法律上および税務上の要件を満たすことが必要とされます。なお、FCPR が事業体または持ち株会社を用いて間接投資を行う場合においても、一定の要件を満たす限り、個人投資家において優遇税制の適用が認められます(FCPI、FIP および SCR についても同様)。

法律上の要件

FCPR の資産の少なくとも 50%が以下の資産から構成されること
(以下、「50%投資要件」)

- 一定の取引市場に上場されていない株式
- LLC または当該法人が所在する国において LLC と同等の性質を有する法人の株式
- 投資期間において少なくとも資本の 5%がベンチャーキャピタルファンドに保有されている法人の株式(FCPR の資産の 15%までが上限とされます)
- 一定の取引市場において株式が上場されていない法人への投資を主たる事業目的とする OECD メンバー国における事業体への投資
- 一定の取引市場において上場され、資本金が 1 億 5 千万ユーロ未満の法人が発行する株式、新株予約権付社債(FCPR の資産の 20%までが上限とされます)。

税法上の要件

FCPR がベンチャー企業に投資を行う場合、FCPR の保有株式の少なくとも 50%が以下の法人により発行されている株式であることが必要とされます。

- EC 加盟国等に所在し、通常の条件下で法人所得税法上の納税義務があること
- 一定の事業活動を営んでいること

② FCPI の要件

FCPI は FCPR の一形態であり、主として革新的な技術に関連する非上場会社への投資に特化したベンチャーキャピタルファンドです。

FCPI の法律上の要件自体が既に制限的であるため、税制上の特別な要件はありません。なお、FCPR と同様に、FCPI が一定の事業体または持株会社を用いて間接投資を行う場合においても、一定の要件を満たす限り、個人投資家において優遇税制の適用が認められます。

法律上の要件

FCPI は少なくとも資産の 60%を以下のベンチャー企業の株式、LLC 持分、短期貸付等に投資する必要があり、少なくとも 6%が資本金 10 万ユーロから 200 万ユーロの法人への投資であることが必要とされます(以下、「60%投資要件」)。

また、ベンチャー企業側において以下の要件を満たす必要があります。

- EC 加盟国等に所在し、通常の条件下で法人所得税法上の納税義務があること
- 従業員が 2 千人以下であること
- 直接または間接を問わず、他の法律上の事業体との間に支配関係がないこと
- 以下の条件の一つを満たしていること(以下、「Innovative company 要件」)
 - 前年において少なくとも税務上の費用の 15%(一定の産業を営む法人にあっては 10%)の特別な研究開発費用が生じていること
 - 当該法人が製品、加工、技術、革新的機能または経済的な発展を創造することが証明されていること(OECD 等の第三者により、3 年間にわたり証明されていること)

③ FIP の要件

FIP は、FCPR の一形態であり、主としてフランス国内の指定地域に設立されたベンチャー企業への投資に特化したベンチャーキャピタルファンドです。

個人投資家が税制上の優遇措置を受けるためには、FIP は法律上および税務上の要件を満たす必要があります。また、単独の投資家による FIP 持分の保有については、FIP 持分全体の 20%までに制限されています。

法律上の要件

FIP は、少なくとも資産の 60%をベンチャー企業の株式、LLC 持分、短期貸付等に投資し、そのうちの少なくとも 10%が一定の事業を行う新設または 5 年以内に設立された法人への投資であることが必要とされます。

また、ベンチャー企業側において以下の要件を満たす必要があります。

- EC 加盟国等に所在し、通常の条件下で法人所得税法上の納税義務があること
- 当該法人が主として、FIP によって選択された地域または当該法人が設立された所在地である一定の地域(フランス国内の 4 地域まで)において事業を行っていること
- 欧州委員会が規定する一定の中小法人に該当すること
- 他の法人との間に一定の株式保有関係がないこと

税法上の要件

FCPR と同様です。

④ SCR の要件

SCR は、非上場会社が発行する株式の運用を唯一の事業目的として設立されるフランスの共同株式会社です。

個人投資家が税制上の優遇措置を受けるためには、SCR は以下の法律上の要件を満たす必要があります。なお、単独の投資家による SCR 株式の保有については、SCR 持分全体の 25%までに制限されています。

法律上の要件

SCR の純資産の少なくとも 50%が以下の株式に投資されていることが必要となります(以下、「50%投資要件」)。ただし、SCR はベンチャー企業の議決権の 40%超を保有することができず、また純資産の 25%超を一つのベンチャー企業へ投資することも認められません。

- 一定の取引市場に上場されていない株式(株式の発行法人は EC 加盟国等に所在し、通常の条件下で法人所得税法上の納税義務があり、一定の事業活動を営んでいることが必要とされます)

なお、一定の取引市場において上場され、資本金が 1 億 5 千万ユーロ未満の法人の株式についても、SCR の純資産の 20%を上限として保有が認められます。

(3) 個人投資家側における要件

各優遇税制の適用を受けるために、個人投資家は以下の要件を満たす必要があります。

① SMSC への投資についての個人所得税額控除

フランスの税法上の個人居住者であることが必要とされます。

② JEI 株式譲渡益についての個人所得税の免除

- フランスの税法上の個人居住者であること
- 個人投資家、当該投資家の配偶者および一定の家族が、JEI の配当受領権の 25%以上を保有していないこと

③ FCPI および FIP への投資についての個人所得税額控除

- フランスの税法上の個人居住者であること
- ベンチャーキャピタルファンドの持分を少なくともその引受から 5 年間保有すること
- ベンチャーキャピタルファンドの持分引受から 5 年間、個人投資家、当該投資家の配偶者および一定の家族が、当該ファンド持分の 25%以上を保有していないこと

④ FCPR、FCPI および FIP 株式譲渡益についての個人所得税の免除

- フランスの税法上の個人居住者であること
- ベンチャーキャピタルファンドの持分を少なくともその引受から 5 年間保有すること
- ベンチャーキャピタルファンドの持分引受から 5 年間、個人投資家、当該投資家の配偶者および一定の家族が、当該ファンドの資産である法人株式に関する配当受領権の 25%以上を保有していないこと

- ベンチャーキャピタルファンドにより分配された投資額は直ちに当該ファンドに再投資され、上記 5 年間は他の目的で使用しないこと

⑤ SCR の配当、株式譲渡益についての個人所得税の免除税制

- 個人投資家の資産運用目的で投資すること
- フランスまたはフランスと行政上の支援協定を締結している一定の国の居住者であること
- SCR 株式を少なくともその引受から 5 年間保有すること
- SCR 株式の引受から 5 年間、個人投資家、当該投資家の配偶者および一定の家族が、SCR の資産である法人株式に関する配当受領権の 25%以上を保有していないこと
- SCR の配当は直ちに SCR に再投資され、上記 5 年間は他の目的で使用しないこと

3. ベンチャー投資支援税制により個人投資家に適用される優遇税制の内容等

(1) SMSC への投資についての個人所得税額控除

2012 年 12 月 31 日までに SMSC へ投資した個人投資家については、年間投資額の 25%を当該個人投資家の個人所得税から控除することができます。原則として当該税額控除は 1 人の投資家につき 2 万ユーロ(夫婦では 4 万ユーロ)が上限とされます。控除しきれない部分が生ずる場合には、4 年間にわたり繰り越すことができます。

2009 年 1 月 1 日以降、以下の条件を満たす SMSC 投資については、税額控除の上限が 5 万ユーロ(夫婦では 10 万ユーロ)とされています。

- 従業員が 50 人以下であること
- 年間の利益または貸借対照表上の総資産が 1 千万ユーロ以下であること
- 5 年以内に設立されていること
- 設立間もない、または業務を拡大していると認められる一定の状況下にあること
- 例えば鉄鋼業等の特別な事業活動を行っていないこと

なお、SMSC の株式引受から 5 年以内に株式の一部または全部売却が生じた場合、過去に控除された税額は課税所得に加算されます。

(2) JEI 株式譲渡益についての個人所得税の免除

JEI 株式の譲渡益について、個人所得税が免除されます。当該免税制度は 12.1%の社会付加税には適用されません。また、個人投資家は当該免税制度と(1)の SMSC の税額控除制度について、あわせて適用することはできません。

(3) FCPI および FIP への投資についての個人所得税額控除

2010 年 12 月 31 日までに FCPI または FIP へ投資した個人投資家については、年間投資額の 25%を、当該個人投資家の個人所得税から控除することができます。原則として当該税額控除は 1 人の投資家につき 1 万 2 千ユーロ(夫婦では 2 万 4 千ユーロ)が上限とされます。

なお、FCPI および FIP の持分引受から 5 年以内に持分の一部または全部売却が生じた場合、過去に控除された税額は課税所得に加算されません。

(4) FCPR、FCPI および FIP 株式譲渡益についての個人所得税の免除

FCPR、FCPI および FIP が保有する株式の譲渡益について、個人所得税が免除されます。当該免税制度は 12.1%の社会付加税には適用されません。

(5) SCR の配当、株式譲渡益についての個人所得税の免除

SCR の配当および SCR 株式の譲渡益については、個人所得税が免除されます。当該免税制度は 12.1%の社会付加税には適用されません。

4. ベンチャー投資支援税制の導入の目的および経緯

フランスでは、特別な税制の導入は課税当局により段階を経て行われることとなります。以下のとおり、ベンチャー投資支援税制は段階的に導入されています。

- 1955 年: 地域開発法人 (Sociétés de Développement Regional) の創設
- 1971 年: フランスのイノベーション法人 (Sociétés françaises d'Innovation) の創設
- 1977 年: 地方の中小法人への資金提供を目的とした株式引受の地方機関 (Instituts Régionaux de Participation) の創設
- 1982 年: ベンチャー投資家が負担するリスクを軽減するため、国家による中小法人への投資保証を目的とした法人 (Société Française pour l'Assurance du Capital-Risque des PME) の創設

(80 年代までは、ベンチャー投資は主として地方で発展しました)

- 1983 年: ベンチャーキャピタルファンド (Fonds Commun de Placement à Risque、FCPR) の創設

1985年：ベンチャーキャピタル法人(Société de Capital Risque、SCR)の創設
1993年：SMSCの引受について、個人投資家に適用される優遇税制の創設
1997年：FCPI創設および優遇税制の適用
2003年：FIPおよびSUIRの創設
2007年：FCPIへの投資について、財産税に関する優遇措置創設
2008年：SUIR優遇税制の廃止
2010年：フランスの行政上のガイドラインにより個人投資家がFCPRの資産割当について、優遇税制を適用することが可能となる。

5. ベンチャー投資支援税制に関する改正の動向

現在、フランスでは、公的年金制度等の社会保障に必要な資金を確保するため、現金収入が強く求められており、フランス税制の根底には、国家予算の赤字解消という政府の強い意志が存在しています。このため、個人投資家に認められている現在の優遇税制の大規模な削減による税収の増大が検討されています。政府は流動性の確保とベンチャー投資促進の継続の必要性との間で、検討を重ねているところであります。

このような状況下で、2011年の税制改正案では財産税および個人所得税について中小法人の個人投資家に認めていた優遇税制が削減される一方で、FCPIおよびFIP税制は簡略化した上、2012年まで延長することが予定されています。

6. ベンチャー投資支援税制の効果

近年において、個人所得税法上の優遇措置が財産税にも拡大されたため、FCPIの設立が増加しました。以下が近年におけるFCPIおよびFIPの設立数です。

2006年 22のFCPIが設立

2007年 28のFCPIが設立

2008年 41のFCPIおよび26のFIPが設立

2009年 47のFCPIおよび55のFIPが設立

2006、2007および2008年において340以上の法人がFCPIのポートフォリオに組み入れられました。しかし、2008年以降はその傾向にやや陰りが見えはじめました。2009年には8億9千8百万ユーロがFCPI等のベンチャーキャピタルファンドに投資されています(2008年は11億2千9百万ユーロ)。

2006年から2007年は特にFCPRおよびSCRの投資対象である中小法人への資金提供を保証する保険会社が大きく増加しましたが、これは主として税制優遇措置の創設によるものといえます。

IV. ドイツのベンチャー投資 支援税制に関する調査報告

ドイツの「ベンチャーキャピタルへの投資を促進する法律 Wagniskapitalbeteiligungsgesetz (以下、「WKBG」)」において、個人投資家に適用されるベンチャー投資支援税制「Business Angel Rule」が規定されています。

当該優遇税制は、ドイツ国内において認可された後、2009年9月に欧州連合委員会より、ドイツ国内の法人を過度に優遇することになり、欧州連合加盟国間の投資バランスを損なうとの指摘を受け、欧州委員会の要求を満たす修正後の法案が制定されるまで、適用が延期されています。ここでは、現在も適用が延期されている当該優遇税制の概要のみご紹介します。

Business Angel Rule

個人投資家が、以下の要件を満たす場合、保有するベンチャー企業の株式譲渡益について、株式保有割合に応じた免税措置を受けることができます。免税対象額は、20万ユーロに譲渡株式の保有割合を乗じた金額までとされています(以下の通り、ベンチャー企業の株式の保有割合は最大で25%であるため、免税額の上限は5万ユーロとされます)。

- 株式譲渡前5年間、ベンチャー企業に対する株式保有割合がベンチャー企業の総株式の3%以上かつ25%以下であること
- 株式の譲渡時において、ベンチャー企業への投資期間が10年以下であること

なお、当該優遇税制において、ベンチャー企業側において、以下の要件を満たすことが必要とされています。

- 設立後10年を経過していないこと
- 純資産が2千万ユーロを超えていないこと
- そのベンチャー企業自体よりも前に設立された法人を支配していないこと
- そのベンチャー企業自体よりも前に設立された法人を被合併会社とする合併を行っていないこと
- ドイツのグループ法人税制上の支配会社ではないこと

V. シンガポールのベンチャー投資支援税制に関する調査報告

以下ではシンガポールのベンチャー企業に投資する個人投資家に適用される個人所得税に関する優遇税制のみを記載しています。

1. ベンチャー投資支援税制の概要

シンガポールにはベンチャー投資支援税制として、Angel Investors Tax Deduction（以下、「AITD」）税制という優遇税制が規定されています。当該優遇税制により、個人投資家は2年の株式保有期間末に、一定の金額を限度として、投資額の50%相当額を課税所得から控除することが認められています。

2. ベンチャー投資支援税制における適用要件等

(1) ベンチャー企業側の要件

AITD 税制の適用にあたり、ベンチャー企業は以下の要件をすべて満たすことが必要とされます。

- 投資時点において以下の要件を満たしていること
 - シンガポールにおける設立後3年以内の非上場の法人(保証有限責任会社(Company limited by guarantee)を除く)であること
 - シンガポールの株式市場に上場されている法人の株式を保有していないこと
 - 株式の少なくとも50%が20人未満の個人株主により保有されていること
 - 当該税制の適用を受ける個人投資家の親族が当該会社の設立者でないこと
- シンガポールにおいて実際に事業を営んでいること
- 投資期間中、シンガポールの税法上の居住者であること
- 以下の事業を行っていないこと
 - 非合法的な事業
 - 売春、ナイトクラブ、エスコートサービス、ギャンブル関連等の事業
 - 投機的な事業
 - 投資資産の保有業
 - 不動産開発業
 - その他シンガポール政府が定める事業

- 税務当局により認められた場合を除き、2年の保有期間内に清算、合併および買収等を行わないこと

(2) 個人投資家側の要件

AITD 税制の適用にあたり、個人投資家は以下の要件をすべて満たすことが必要とされます(以下、すべての要件を満たす投資家を「適格投資家」といいます)⁵。

- 個人であること
- 事業ではなく、個人の資産運用手段として投資を行うこと
- 創業間もない法人への投資について3年以上の投資経験がある投資家、5年間の起業実績がある企業家または8年間の企業運営経験のある経営のプロであること
- 親族を含め、投資前の2年間、ベンチャー企業の株式または借入金25%超について、資金を拠出していないこと
- 例外的に認められた場合を除き、投資保有期間(最低2年間)中、ベンチャー企業において役員となること⁶

また、上記の要件を満たす個人投資家はベンチャー企業への投資にあたり、以下の要件をすべて満たす必要があります。

- 適格投資家として認められた後に投資を行うこと
- 現金により以下の投資対象に投資を行うこと
 - 株式の新規発行(つまり既存株式との交換ではないこと)
 - 2年の保有期間中、固定または保証配当がない優先株式の新規発行
 - 2年の保有期間中、固定または保証配当、償還請求権、転換社債について利子の支払、社債元本の支払がない転換型優先株式または転換社債の新規発行
- AITD 税制以外の優遇税制の適用を受けないこと。
- ベンチャー企業の株式保有割合が2年の保有期間中、50%を超えないこと(転換社債が株式に転換される場合、当該潜在的な株式保有については50%割合の計算上、考慮する必要があります)。

⁵ 投資家はベンチャー投資の促進を目的として設立された政府機関である SPRING Singapore に対して一定の届出書を提出することを求められており、税務当局は当該届出書により、個人投資家に必要とされる上記要件を確認します。

⁶ 投資家のベンチャー企業への積極的な関与を求めている他の国のベンチャー投資支援税制とは異なり、AITD 税制では、ベンチャー企業の経営に積極的に関与する意図を持った投資家に対して、一定の優遇税制を認めていることから、役員となること等を要件とすることにより、事業への積極的な関与を担保しています。

3. ベンチャー投資支援税制により個人投資家に適用される優遇税制の内容等

個人投資家は、ベンチャー企業の株式保有期間末に、年間50万シンガポールドルを上限として、投資額の50%相当額を個人所得税から控除することが認められます(現在、2010年3月1日から2015年3月31日までの投資について税額控除が認められています)。当該優遇税制の適用を受けるために、個人投資家は投資前の一定の日までに税務当局に届出書を提出する必要があります。

税額控除は株式保有期間末においてのみ適用可能であり、控除できなかった部分についての繰越し、繰戻しは認められません。

4. ベンチャー投資支援税制の導入の目的および経緯

近年、経済の停滞も相俟って、個人投資家の投資対象が起業の初期段階にある法人への投資から、起業後、ある程度成熟した段階にある法人への投資へ移行しており、起業の初期段階での投資が減少しています。シンガポール政府はベンチャー企業への投資を発展させ、起業にあたり専門家およびベンチャー投資家のネットワークを活用できるように、2010年度、AITD税制を導入しました。

5. ベンチャー投資支援税制に関する改正の動向

シンガポールの税制は非常に投資促進的な特徴を持っています。政府は予算編成の年度ごとに、経済が向かうべき方向を決定し、関連する産業を向上させるための課税上の優遇措置を検討しています。さらに、政府は適宜、目的が達成されているか否かについて、国民からのフィードバックを受けています。

6. ベンチャー投資支援税制の効果

一部では AITD 税制により、総額 6 千万シンガポールドルの効果が期待されているとの見解もありますが、適用のための要件が多く、手続きがやや煩雑であること、また、税額控除のタイミングについて、繰越等ができない等の理由により、期待されているほどの大きな効果が得られない可能性があります。

VI. 香港のベンチャー投資支援税制に関する調査報告

香港において、ベンチャー企業への投資支援を目的とした特別な税制は存在しません。

本書は概略的な内容を紹介する目的で作成されたもので、プロフェッショナルとしてのアドバイスは含まれていません。個別にプロフェッショナルからのアドバイスを受けることなく、本書の情報を基に判断し行動されないようお願いします。本書に含まれる情報は正確性または完全性を、(明示的にも暗示的にも)表明あるいは保証するものではありません。また、本書に含まれる情報に基づき、意思決定し何らかの行動を起こされたり、起こされなかったことによって発生した結果について、プライスウォーターハウスクーパース、およびその職員、代理人は、法律によって認められる範囲においていかなる賠償責任、責任、義務も負いません。

©2011 税理士法人プライスウォーターハウスクーパース 無断複写・転載を禁じます。
本書において、PwCとは、税理士法人プライスウォーターハウスクーパース、または、プライスウォーターハウスクーパース インターナショナル リミテッドのメンバーファームを指しています。各メンバーファームは別組織となっています。